

い著者は本書を「今後の更なる共同研究の足がかり」と位置づけている。異なる背景を持つ研究分野間の対話を可能にする、まさに「境域」的な書が本書だと言えないだろうか。

<参考文献>

- 阿部俊大 2017 「書評：黒田祐我著『レコンキスタの実像——中世後期カスティーリャ・グラナダ間における戦争と平和』」『西洋史学』263, pp. 87–89.
- イブン・ハルドゥーン 2015 「イブン・ハルドゥーン自伝7」（高野太輔・佐藤健太郎・湯川武・茂木明石訳註）『イスラーム地域研究ジャーナル』7, pp. 40–56.
- 内村俊太 2017 「書評：黒田祐我著『レコンキスタの実像——中世後期カスティーリャ・グラナダ間における戦争と平和』」『歴史学研究』957, pp. 48–51.
- 太田敬子 2017 「書評：黒田祐我著『レコンキスタの実像——中世後期カスティーリャ・グラナダ間における戦争と平和』」『史学雑誌』126(7), pp. 1234–1242.
- 黒田祐我 2009 「アンダルス社会から封建社会へ——農村社会構造研究とレコンキスタの新解釈」『史学雑誌』118(10), pp. 62–86.
- 嶋谷憲洋 2018 「書評：黒田祐我著『レコンキスタの実像——中世後期カスティーリャ・グラナダ間における戦争と平和』」『西洋史学論集』55, pp. 59–62. (評者未見)
- 野口舞子 2018 「書評：黒田祐我著『レコンキスタの実像——中世後期カスティーリャ・グラナダ間における戦争と平和』」『スペイン史研究』31, pp. 30–36.
- Marín, Manuela, and Rachid El Hour. 1998. “Captives, Children and Conversion: A Case from Late Nasrid Granada,” *Journal of Economic and Social History of the Orient* 41, pp. 453–473.
- al-Qashtālī 1974. *Milagros de Abū Marwān al-Yuḥānīsī*. Fernando de la Granja (ed.), Madrid: Instituto Egipcio de Estudios Islámicos en Madrid.

(佐藤 健太郎 北海道大学大学院文学研究科准教授)

---

**Matthew S. Erie. 2017. *China and Islam: The Prophet, the Party, and Law*. Cambridge: Cambridge University Press, xvii+447pp.**

本書は、中国甘粛省臨夏市の回族コミュニティを主な対象に、イスラーム法と国家の法との関係に焦点を当て、グローバルに展開するイスラーム復興とグローバル化する中国との交差のあり様を描いた民族誌である。また、本書は人類学者でもあり、弁護士でもある著者が2013年にコーネル大学に提出した博士学位論文に基づくものである。本書から明らかになるのは、回族たちが宗教を周縁化する現代中国の法制度の中でイスラーム法に関連する要素を巧みに活性化する一方で、党国家がイスラーム法を社会の安定や経済発展を実現し、党の正統性を高めるうえでの資源とみなすという、対立的なものとして捉えられる傾向にあったイスラームと世俗主義近代国家のあいだでの相互依存的な領域の形成の諸相である。本書は臨夏市を中心とした中国西北部での2009年から2015年にかけての20ヶ月に渡る長期の現地調査に基づく労作であり、中国におけるイスラーム法に焦点を当てた最初の民族誌でもある。また、本書は2017年にアジア法社会学会 Distinguished Book Award 特別賞を受賞するなどすでに高い評価を受けている。以下では本書の内容を概観し、そのうえで若干のコメントを述べたい。

本書は序論と結論を含む以下の9章からなる。

- |     |              |
|-----|--------------|
| 序論  | 党国家がモスクに入る   |
| 第1章 | 歴史、中国、イスラーム法 |
| 第2章 | 十字路上の臨夏      |
| 第3章 | 儀礼的な法律戦      |

第4章	法を学ぶこと
第5章	婚姻法
第6章	モラル・エコノミー
第7章	手続き上の正義
結論	法、民間、人類学の目的

序論では、本書に通底する問題意識とそれを議論するための枠組みが提示される。著者ははじめに中国におけるイスラーム復興においてイスラーム法的実践がその構成要素を成してきたことを確認したうえで、中国においてイスラーム法が「回族が国家の法によって登録、認可されない人々や場所、ものごとを説明する際に用いる民間」(p. 13)という領域に位置づけられてきたと論じる。そのうえで「民間 (*minjian*)」という領域から、土着化したイスラーム法をめぐる回族の実践と党国家の世俗的な法との緊張関係に焦点を当て、グローバルなイスラーム共同体とグローバル化する中国のあいだで回族がイスラーム法を遂行する方法を明らかにすることが本書の目的として位置づけられる。

第1章では、中国においてイスラーム法が国家の法といかに区別され、どの程度、国家から承認されてきたのかという点に焦点を当て、中国におけるイスラーム法の土着化の歴史的過程が論じられる。唐代から清末期に至るまで、イスラーム法は漸進的に土着化してきたとされる。清末期にはそれが「慣習法」というカテゴリーに入れられ、さらに国民政府、共産党政府によって国家建設のために再解釈され、民族と結びつけられるようになったとされる。ここでの大きな変化は、清末民初に国家の法の基盤とみなされていた慣習法が、共産党によって非国家的な法とされたことである。その過程でイスラーム法は、国家の法から排除された「民間」の領域に位置づけられることとなった。

第2章では、著者の主な調査地であり、「小メッカ」とも呼ばれる甘肅省臨夏市に焦点を移し、その社会的領域が形成された歴史のプロセスとそこで働く法の多元的状況が明らかにされる。臨夏市では、教派の違いにより一枚岩的ではないが、イスラーム的な規範に基づくムスリム・コミュニティが形成されてきたという。それに対して国家は歴史的にムスリム・コミュニティのローカルなシステムを利用しつつ、世俗的な国家の法を適用することで回族の社会的領域を支配しようとしてきた。臨夏市の社会的領域はこうした「民間」の領域とオフィシャルな領域との必ずしも排他的ではない、相互依存的な関係のなかで形成されてきたとされる。

第3章では、回族による儀礼的实践とその表象に焦点が当てられる。臨夏市にはいくつかの教派があり、そこで正当化されるイスラーム実践は必ずしも一致しない。著者は臨夏市における教派をカディーム派、スーフィー教団、西道堂派、イフワーン派、サラフィーヤ派の5つに分類して紹介したうえで、香を焚くことや葬礼でのクルアーン読誦をめぐる教派間での見解の相違について論ずる。一方で、党国家はこれらの教派を客体化し、統治の対象としてきただけでなく、例えば、防火を理由に香の量を制限するなど、イスラーム実践にも介入してきたとされる。そのため、儀礼をめぐる論争は「神学的、方法論的、解釈学的」(p. 170)なものであり、臨夏市のムスリム・コミュニティの法的に多元的な状況を表しているのである。

第4章では、回族がイスラームの知識を学ぶフォーマルな教育機関を取り上げ、「回族がイスラーム法に対する意識を獲得、拡大、利用する方法に焦点を当てる」(p. 176)。著者は宗教指導者の育成を担う「経堂教育」と呼ばれるモスク併設のマドラサ、留学やアラビア語通訳への道を広げる「中阿学校(中国語とアラビア語の学校)」などと呼ばれる私立学校、党国家が国家を支援するムスリム・エリートを養成するために設立したイスラーム教経学院、党国家によって設立され、回族を宗教教育から切り離し、アラビア語の商業的利用を促進する民族学校を主要な教育機関として紹介する。そのうえで、これらの教育機関がそれぞれの目的に沿って倫理的な主体としてのムスリムを養成しようとする一方で、学生が彼らの資源や目的に従って教育機関を選択することができる状況が生まれていることが明らかにされる。

第5章では、回族女性が家父長的でもある、宗教的、世俗的な2つの法体系のなかで、いかにそれらの法秩序を横断しながら、霊的、精神的、身体的な高潔さを守ろうとしてきたのかが議論される。党国家が婚姻や離婚などの領域でジェンダー平等の原則に基づく改革を推し進めた結果、ムスリム・コミュニティではイスラーム法上の結婚契約であるニカーが重視される一方、国家の法的には婚姻届を提出する必要があるという二重の法の下に婚姻が位置づけられることとなった。しかしニカーのみが実施され、婚姻届が提出されな

い婚姻も多いため、結果として回族女性は自分たちの財産や親権を守るうえで周縁化されることとなったという。しかし、その一方で経済発展に伴って増加する一夫多妻的な状況に回族女性たちが世俗的な法を動員して対処してきたことが明らかにされる。

第6章では、「民間」の領域として、中国におけるイスラーム復興を活性化してきた回族の経済的領域に焦点が当てられる。著者はムスリムとしてのアイデンティティに基づく経済取引が行われることを明らかにしたうえで、国家の法には必ずしも包摂されない「民間」の領域に、「経済行動がいかに「善」を構成するかについての一連の考え」(p.263)から成るモラル・エコノミーを位置づける。著者は、党国家によってイスラーム的な金融サービスが禁止される一方で、回族たちが党国家のシステムをも利用した喜捨やワクフなどの実践を通じてイスラーム復興を促進すると共に、党国家が抑制するトランスナショナルなムスリム・ネットワークを発展させてきた状況を明らかにする。

第7章では、回族コミュニティにおける紛争解決プロセスが考察される。特に焦点が当てられるのは宗教指導者などのムスリム・コミュニティのリーダーの役割である。彼らはイスラーム法と国家の法に折り合いをつける、回族と当局とのあいだの媒介者として重要な役割を果たす。党国家もムスリム・コミュニティのリーダー、あるいは「民間」の領域を利用することで社会の安定を図ろうとする。著者はこの紛争解決プロセスを2つのタイプに分けて分析する。ひとつは、国家がイスラームの専門家ではない、ムスリム・コミュニティの有力者を国家の紛争解決システムに取り込み、「イスラームらしさ」を演出する「媒介の形式化」である。もうひとつは、当局が紛争解決のために宗教指導者に助力を求めるものの、それを記録として残さず顕在化させない「判決の非公式化」である。これらの紛争解決プロセスはイスラームと世俗国家の相互依存的な関係を形成し、党国家とムスリム・コミュニティ双方の秩序の再生産につながるとされる。

結論では、これまでの議論を総括し、改めて「民間」という領域に焦点を当てて、近代世俗国家におけるイスラーム法をめぐる問題が考察される。これまでの章で議論されてきたように、イスラーム法と世俗国家の法は本質的に対立するものではないとされる。これらの法の共存を可能にしているものとして著者が注目したのが「民間」という領域である。「民間」は柔軟で実践的な行動を可能にし、そこで党国家と回族が問題解決などを通してそれぞれにとっての公益の実現を図ることのできる領域だとされる。その意味で、「民間」と国家の法は不可分な関係にあるという。ただし、著者は「民間」の領域はあらかじめ形成されるものではなく、「回族、漢族、国家とのあいだで継続する実践の結果」(p.349)として現れるものだと論ずる。

以上が本書の概要である。本書における特筆すべき点のひとつは、本書の冒頭でも述べられているように、これまで注目されて来なかった中国におけるイスラーム法に焦点を当てた民族誌的データを提示したことにあるだろう。本書は制度的な比較に留まらず、回族や役人などの具体的な実践からイスラーム法と国家の世俗的法の関係性を描き出している。回族に関する人類学的研究では、エスニシティ [Gladney 1996]、消費 [Gillette 2000]、イスラーム復興 [奈良 2016] などに焦点が当てられてきた。そこでも国家とイスラームの関係は重要なテーマであったが、イスラーム法は十分に主題化されてこなかった。その意味で、本書は回族研究に新たな知見をもたらすものである。ただし、本書の試みは回族研究に対する貢献に留まるものではない。著者が「ムスリムの国が世俗国家かにかかわらず、世界中のムスリムはイスラーム法と国家の法のあいだの収束点を見つけるために数多くの法学的、立法的、知的プロジェクトに携わっている」(p.41)と述べるように、本書で描かれるイスラーム法と世俗国家の法をめぐるムスリムの実践のあり様は、中国以外のムスリム・コミュニティの研究にも貴重な示唆を与えるものである。

しかし、このように本書を高く評価するからこそ、いくつかの点で不満も残る。第一に、本書のキー概念となっている「民間」が最後までローカル・タームのままで使用されている点だ。上述のように、本書の議論は回族、あるいは中国ムスリム研究を越えて参照されうるものとなっているため、「民間」に関する理論的位置づけの検討が十分になされていれば、本書の持つ価値を一層発揮することができたであろうと思われる。

第二に、一般信徒の日常の実践が十分に描かれなかった点が挙げられる。本書では、法に焦点を当てたがゆえに、「党とムスリムの権威者のローカルな代表との関係性」(p.39)が前景化し、一般信徒の生活世界がやや単純化されて描かれる傾向にある。例えば、第4章では多様な教育機関が競合する状況下、自分たちの宗教性にあわせて教育機関を選択する学生たちの事例が紹介される。しかし、おそらく彼らは親族や友人な

どとの社会関係や偶発的な出来事など様々な要因の影響下で、自らの進路を決めているはずである[e.g. 奈良 2016]。そうした必ずしもイスラーム法と国家の法の関係性に還元されない領域が本書では等閑視される傾向にある。著者が述べるように「民間」が人々の不断の実践によって生成される領域であるとすれば、一般信徒の日常的実践を射程に入れた事例を通して「民間」をより重層的なものとして分析することができたように思われる。

とはいえ、これらのコメントは上述した回族研究ならびにイスラーム研究に果たす本書の意義をなんら損なうものではない。これらは本書がイスラーム法を中心とした豊かな民族誌的記述を行っているがゆえに生まれてくるものであり、本書は近代国家を生きるムスリムのあり方を理解するうえで有用な優れた民族誌である。

#### <参考文献>

- 奈良雅史 2016『現代中国の〈イスラーム運動〉——生きにくさを生きたる回族の民族誌』風響社。  
 Gillette, Maris Boyd. 2000. *Between Mecca and Beijing: Modernization and Consumption among Urban Chinese Muslims*. Stanford: Stanford University Press.  
 Gladney, Dru. C. 1996(1991). *Muslim Chinese: Ethnic Nationalism in the People's Republic* (Second Edition). Cambridge and London: Council on East Asian Studies, Harvard University.

(奈良 雅史 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院准教授)

---

#### 齋藤剛 『〈移動社会〉のなかのイスラーム——モロッコのベルベル系商業民の生活と信仰をめぐる人類』(地域研究ライブラリ) 昭和堂 2018年 530頁

本書は、著者の詳細な現地調査に基づいて既存の研究や理論を批判的に検証し、新たな定義を示した意欲作である。タイトルにもあるように人々の移動や多様性に着目し、「聖者信仰的なもの」が固定化された分析概念ではとらえきれず、日常生活との連続性の上に成り立っていることを示した点が、本書の大きな成果である。

本書は2007年度に東京都立大学に提出された博士学位論文と、その前後に発表された論文や原稿をもとにまとめられた、モロッコ南西部スース地方を故郷とするベルベル系シュルーフ人、インドゥッザルの人々を対象とした人類学的研究である。全9章(序章、終章と本論7章)からなる本書の構成は、以下の通りである。

- 序章 移動とイスラームへの視座
- 第1章 生活からの聖者信仰への視座
- 第2章 ベルベル人と民族的差異——アマズィグ運動と「境界的思考」
- 第3章 情報と人的ネットワークの結節点としての故郷
- 第4章 シュルーフの商いと社会関係構築の諸相
- 第5章 「大聖者」ベン・ヤアコーブの末裔とスース地方東部社会の紐帯
- 第6章 モロッコ南部山岳地帯における部族民と聖者祭・廟参詣
- 第7章 聖者信仰の本質化を超えて——フキーによる治療が意味するもの
- 終章 聖者信仰を広げる世界、聖者信仰が開く世界

序章では、まず本書タイトル中に「移動社会」と記す意図について、中東では移動が常態であり、グローバル化や国民国家の枠組みでとらえるよりも実態に即していることを示すためであると説明される。さらに、既存のイスラーム研究において「聖者」は、神からの恩寵を受けたり、奇蹟を起こしたりすることのできる人物と定義されてきたが、本書を通じては「聖者信仰的なもの」を、日常生活の連続性の中でとらえ直すことが方向性として示されている。